

国民健康保険をお持ちの皆さん

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少がある場合

国民健康保険税（料）が 減免されます！

厚労省が各自治体に以下の国民健康保険税（料）減免の
基準例を示しました。



新型コロナウイルス感染症の影響により主・生計者の、事業収入・給与収入等の減少が認められるとき。



新型コロナウイルス感染症より、主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った世帯。

例えば、今年の所得がコロナ影響で前年を下回る場合

前年の合計所得	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	全額減免
400万円以下であるとき	8割減免

※前年の合計所得300万円をさらに30%以上下回る場合については、全額免除になります。

具体的な該当要件は各自治体で、決められます。まずは、**お住いの役所に電話でお尋ねください。**